

議案第 13 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	市道 2411 号線	南町三丁目 151 番 1 先から 南町三丁目 150 番 1 先まで	
2	市道 3372 号線	柳窪二丁目 254 番 2 先から 柳窪二丁目 254 番 1 先まで	

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）

終点位置が変更される道路について廃止する必要がある。

参考資料

廃止路線一覧表

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	市道 2 4 1 1 号線	南町三丁目 1 5 1 番 1 先から 南町三丁目 1 5 0 番 1 先まで	114.88	6.00	
2	市道 3 3 7 2 号線	柳窪二丁目 2 5 4 番 2 先から 柳窪二丁目 2 5 4 番 1 先まで	35.00	5.00	